「国と地方の協議」(平成28年春)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
アジアヘッドクォーター特区	28101	社会人向け大学（院）サテライト教室に関する用途規制緩和	オフィスビル内に設置される社会人を対象に開設される大学・大学院のサテライト教室については、一律に学校教育法上の学校として建築基準法上の教室扱いとせず内容についてはオフィス同様であるため事務室扱いとしてほしい。	近年、キャリアアップのために大学院等へ通う社会人が増加しており、社会人学生の通学利便性が高い場所へのサテライト教室設置が円滑化されることで、社会人のスキルアップ、高度専門人材の育成に寄与することが期待される。 また、用途変更時の手続きが迅速化されることによりストック活用が推進されることが期待される。	1回目	国土交通省	住宅局建築指導課	建築基準法 第87条(用途変更）等 第68条の25（大臣認定） 施行令第129条（階避難安全検証）、129条の2（全館避難安全検証）	D	－	－	■建築基準法第87条(用途変更）等 建築物について、用途ごとに安全性等に関する最低基準を定めており、その用途に応じた技術基準に適合させなければならない。 ■建築基準法第68条の25（大臣認定）、建築基準法施行令第129条（階避難安全検証）、129条の2（全館避難安全検証） 火災により人命が失われることのないようにするため、建築物に設ける扉下の幅等を基準に定める仕様に適合させない場合には、火災が発生した際に、火災により発生した煙またはガスが避難上支障のある高さまで降下する前に避難が完了することを検証することを求めている。 定められた検証方法もしくは特殊な検証方法（大臣認定）により検証する。	学校は、講義室等多数の人が日常的に集まって使用する居室などがあることから、事務所の用途と比較してより安全に配慮した技術基準を定めている。このため、ご提案のあった社会人向けキャンパスは、安全性等の観点から、建築基準法上の用途を事務所として取り扱うことはできない。 建築基準法においては、建築物として最低限確保するべき安全性の基準を定めているところ、用途変更の有無にかかわらず、大臣認定で評価した内容に変更が生じる場合には、変更後の内容について再度検証を行い、大臣認定を取り直すことが必要である。 手続きの迅速化の観点から、現行制度においては、避難安全検証に係る大臣認定については、間仕切り位置の変更や居室面積の変更等を見込んだ検討があらかじめされている場合にあっては、あらかじめの検討内容も含めて、性能評価・大臣認定を受けることを可能としている。 あらかじめの検討も含めて大臣認定を受けたものについては、大臣認定の中で規定されている範囲内の変更であれば、新たに大臣認定を取得することを不要としている。 用途変更の際に、避難安全検証について、性能評価・大臣認定の取り直しが必要となる具体的な支障事例をお示しいただいた上で、個別にあらかじめ認定を含めた大臣認定での対応を検討したい。	a	平成28年春「国と地方の協議」実務者打合せにおいて関係者間で合意した内容であるため了解。国土交通省の検討に資するよう、事業者と連携し具体的な支障事例を把握し、お示しできるよう努める。	国土交通省の見解について自治体は了解しているため、協議を終了する。 自治体は、具体的な支障事例が生じると見込まれる場合は国土交通省へ相談するとともに、国土交通省は、自治体から相談があった際には適切に応じられたい。	ⅳ
					2回目												